

令和4年11月15日

豊田市長 太田 稔彦 様

下山地域会議
会長 吉田 嘉尚



答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき令和4年7月21日付けで諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記

- 1 地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につなぐよう努める役割を果たすため、地区の魅力を発見すること、地区の歴史や伝統をつなぐこと及び地区の自然や景観を守ることに取り組むべきと考えます。
- 2 空き家、農地、森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないようにする役割を果たすため、農地については管理者や後継者を見つけて引き継いでいくこと、山林については森づくり団地化を進めて継続すること、共有財産としての農地・山林については個人任せにせず地域ぐるみで維持管理することに取り組むべきと考えます。
- 3 都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する人や関わる人を受け入れる役割を果たすため、転入者を歓迎して共に住み続けること、情報発信に注力して移り住んでもらうこと及び人材育成や体制づくりを進めて地域外の人と関わることに取り組むべきと考えます。